

■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1 人 当 た り	6,829
初度設備相当加算	1 人 当 た り	751
乳児院本体	1 人 当 た り	3,830
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 た り	99
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 た り	45
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 た り	3,734
心理療法室整備加算	1 施設 当 た り	31,099
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 た り	1,053
初度設備相当加算	1 人 当 た り	86
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 た り	919
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 た り	1,321
親子生活訓練室整備加算	1 世帯 当 た り	5,974
母子生活支援施設本体	1 世帯 当 た り	15,597
初度設備相当加算	1 世帯 当 た り	112
心理療法室整備加算	1 施設 当 た り	34,987
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 世帯 当 た り	8,574
初度設備相当加算	1 世帯 当 た り	96
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 た り	1,486
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人 当 た り	2,132
初度設備相当加算	1 人 当 た り	30

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

事業（施設）の種類				(1施設あたり)	
				交付基礎点数	
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部	118,216	
			標準	112,587	
		21人 ～ 40人	都市部	237,535	
			標準	226,224	
		41人 ～ 60人	都市部	395,892	
			標準	377,040	
		61人 ～ 80人	都市部	557,116	
			標準	530,587	
	81人 ～ 100人	都市部	716,907		
		標準	682,769		
	101人 ～ 120人	都市部	876,477		
		標準	834,740		
	121人以上	都市部	1,036,047		
		標準	986,712		
	訓練事業等整備加算		都市部	50,175	
			標準	47,786	
	大規模生産設備等整備加算		都市部	165,083	
			標準	157,222	
	短期入所整備加算		都市部	13,674	
			標準	13,023	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,879		
		標準	15,123		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	11,247		
		標準	10,712		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,520		
		標準	7,162		
小規模グループケア整備加算		都市部	24,260		
		標準	23,106		
避難スペース整備加算		都市部	43,558		
		標準	41,484		
障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部	127,699	
			標準	121,619	
		21人 ～ 40人	都市部	256,502	
			標準	244,288	
		41人 ～ 60人	都市部	427,651	
			標準	407,287	
		61人 ～ 80人	都市部	601,667	
			標準	573,017	
		81人 ～ 100人	都市部	774,251	
			標準	737,382	
		101人 ～ 120人	都市部	946,612	
			標準	901,536	
		121人以上	都市部	1,118,975	
			標準	1,065,691	

	訓練事業等整備加算	都市部	54,145
		標準	51,567
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	178,316
		標準	169,825
	短期入所整備加算	都市部	14,776
		標準	14,073
	障害児相談支援整備加算	都市部	12,129
		標準	11,552
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	8,127
		標準	7,740
	小規模グループケア整備加算	都市部	26,134
		標準	24,890
	避難スペース整備加算	都市部	47,087
		標準	44,845
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	32,531
		標準	30,982

- （注） 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1 人 当 た り	3,830
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 た り	99
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 た り	45
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 た り	3,734
心理療室整備加算	1 施設当たり	31,099
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 た り	1,053
初度設備相当加算	1 人 当 た り	86
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 た り	919
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 た り	1,321
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,974
児童心理治療施設本体	1 人 当 た り	6,932
初度設備相当加算	1 人 当 た り	99
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 た り	8,406
心理療室整備加算	1 施設当たり	47,798
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,974
通所部門整備加算	1 人 当 た り	2,891
初度設備相当加算	1 人 当 た り	82

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

				(1施設あたり)		
事業（施設）の種類				交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	118,216		
			標準	112,587		
		21人 ～ 40人	都市部	237,535		
			標準	226,224		
		41人 ～ 60人	都市部	395,892		
			標準	377,040		
		61人 ～ 80人	都市部	557,116		
			標準	530,587		
		81人 ～100人	都市部	716,907		
			標準	682,769		
		101人 ～ 120人	都市部	876,477		
			標準	834,740		
		121人 以上	都市部	1,036,047		
			標準	986,712		
	訓練事業等整備加算			都市部	50,175	
				標準	47,786	
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	165,083	
				標準	157,222	
	短期入所整備加算			都市部	13,674	
				標準	13,023	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	15,879	
				標準	15,123	
	障害児相談支援整備加算			都市部	11,247	
				標準	10,712	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	7,520	
				標準	7,162	
	小規模グループケア整備加算			都市部	24,260	
				標準	23,105	
	避難スペース整備加算			都市部	43,558	
				標準	41,484	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を
基準額とする。
4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	11,364
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	5,915
初度設備相当加算	1 人 当 たり	98
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	832
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	1,664
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	2,496
心理療法室整備加算	1 施設 当 たり	30,788
助産施設本体	1 人 当 たり	6,009
初度設備相当加算	1 人 当 たり	661
乳児院本体	1 人 当 たり	3,791
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	98
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	45
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	3,696
心理療法室整備加算	1 施設 当 たり	30,788
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	1,042
初度設備相当加算	1 人 当 たり	85
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	910
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	1,308
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	5,915
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	13,726
初度設備相当加算	1 世 帯 当 たり	98
心理療法室整備加算	1 施設 当 たり	30,788
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 世 帯 当 たり	7,545
初度設備相当加算	1 世 帯 当 たり	85
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	1,308
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人 当 たり	1,876
初度設備相当加算	1 人 当 たり	26

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	37,811
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,991
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	28,961
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,991
児童センター (336.6㎡以上)	1 施設当たり	56,961
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,991
大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	75,997
初度設備相当加算	1 施設当たり	5,414
移動型児童館用車両	1 施設当たり	6,701
児童養護施設本体	1 人当たり	5,801
初度設備相当加算	1 人当たり	98
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	9,005
心理療法室整備加算	1 施設当たり	30,788
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	2,123
初度設備相当加算	1 人当たり	85
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1,308
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	341
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,915
児童心理治療施設本体	1 人当たり	6,863
初度設備相当加算	1 人当たり	98
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	8,322
心理療法室整備加算	1 施設当たり	47,320
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,915
通所部門整備加算	1 人当たり	2,862
初度設備相当加算	1 人当たり	81

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	8,152
初度設備相当加算	1 人 当 たり	98
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	9,593
心理療法室整備加算	1 施設当たり	30,788
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,915
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,862
初度設備相当加算	1 人 当 たり	81
小規模住居型児童養育事業所	1 人 当 たり	8,247
初度設備相当加算	1 人 当 たり	98
児童自立生活援助事業所	1 人 当 たり	7,526
初度設備相当加算	1 人 当 たり	98
子育て支援のための拠点施設本体	1 施設当たり	15,280
地域子育て支援拠点事業所	1 施設当たり	15,280
一時預かり事業所	1 施設当たり	15,280
子育て短期支援事業所	1 人 当 たり	8,247
初度設備相当加算	1 人 当 たり	98
社会的養護自立支援拠点事業所	1 施設当たり	12,535
初度設備相当加算	1 世帯当たり	85
居室等整備加算	1 世帯当たり	7,545
妊産婦等生活援助事業所	1 施設当たり	12,535
初度設備相当加算	1 世帯当たり	85
居室等整備加算	1 世帯当たり	7,545
児童育成支援拠点事業所	1 施設当たり	15,280
こども家庭センター	1 施設当たり	12,535
利用者支援事業所	1 施設当たり	15,280
産後ケア事業を行う施設	1 世帯当たり	7,545
初度設備相当加算	1 世帯当たり	85

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

（1施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	236,450	
			標準	225,191	
		41人 ～ 60人	都市部	393,870	
			標準	375,115	
		61人 ～ 80人	都市部	554,138	
			標準	527,751	
		81人 ～ 100人	都市部	712,937	
			標準	678,988	
	訓練事業等整備加算	101人 ～ 120人	都市部	871,918	
			標準	830,399	
		121人 以上	都市部	1,030,534	
			標準	981,461	
		短期入所整備加算	都市部	49,807	
			標準	47,436	
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,621	
			標準	14,878	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	130,952	
			標準	124,717	
		41人 ～ 60人	都市部	218,071	
			標準	207,687	
		61人 ～ 80人	都市部	306,476	
			標準	291,882	
		81人 ～ 100人	都市部	395,064	
			標準	376,252	
	訓練事業等整備加算	101人 ～ 120人	都市部	482,366	
			標準	459,397	
		121人以上	都市部	570,772	
			標準	543,593	
		短期入所整備加算	都市部	49,715	
			標準	47,348	
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,600	
			標準	12,953	
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,621	
			標準	14,878	

（注） 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

				(1施設あたり)		
事業（施設）の種類				交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	97,516		
			標準	92,873		
		21人 ～ 40人	都市部	195,981		
			標準	186,649		
		41人 ～ 60人	都市部	326,667		
			標準	311,112		
		61人 ～ 80人	都市部	459,629		
			標準	437,742		
		81人 ～ 100人	都市部	591,452		
			標準	563,288		
		101人 ～ 120人	都市部	723,085		
			標準	688,653		
		121人 以上	都市部	854,814		
			標準	814,109		
	訓練事業等整備加算			都市部	41,318	
				標準	39,351	
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	136,181	
				標準	129,697	
	短期入所整備加算			都市部	11,277	
				標準	10,740	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,077	
				標準	12,455	
	障害児相談支援整備加算			都市部	9,325	
				標準	8,881	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,206		
			標準	5,911		
小規模グループケア整備加算			都市部	19,996		
			標準	19,044		
避難スペース整備加算			都市部	36,011		
			標準	34,297		

児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	53,638
			標準	51,084
		21人 ～ 40人	都市部	108,035
			標準	102,891
		41人 ～ 60人	都市部	180,439
			標準	171,847
		61人 ～ 80人	都市部	253,506
			標準	241,435
		81人 ～100人	都市部	326,667
			標準	311,112
		101人 ～120人	都市部	398,786
			標準	379,797
		121人 以上	都市部	472,043
			標準	449,565
	訓練事業等整備加算	都市部	41,318	
		標準	39,351	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	136,181	
		標準	129,697	
	短期入所整備加算	都市部	11,277	
		標準	10,740	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,077	
		標準	12,455	
	障害児相談支援整備加算	都市部	9,325	
		標準	8,881	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,206	
		標準	5,911	
	避難スペース整備加算	都市部	36,011	
		標準	34,297	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖繩振興計画に 基づく事業とし て 行 う 場 合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	津波避難対策緊 急事業計画に基 づく事業の場合	交付要綱 8 (1) に該当す る事業の場合	交付要綱 8 (2) に該当す る事業の場合	公害防止対策事 業として行う場 合	交付要綱 8 (3) に該当す る事業の場合
児童相談所一時保護施設	1 人 当 た り	145	-	-	192	-	-	-	-
助産施設	1 人 当 た り	235	353	-	311	-	-	-	-
乳児院	1 人 当 た り	137	182	182	181	182	-	-	-
母子生活支援施設	1 世 帯 当 た り	503	754	-	664	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1 施設 当 た り	1,003	-	-	1,987	-	-	-	1,505
児童センター	1 施設 当 た り	1,511	-	-	2,991	-	-	-	2,266
大型児童センター	1 施設 当 た り	2,020	-	-	3,999	-	-	-	3,030
児童養護施設	1 人 当 た り	213	-	-	281	284	-	-	-
児童心理治療施設本体	1 人 当 た り	244	-	325	322	-	-	-	-
児童自立支援施設	1 人 当 た り	307	-	-	405	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1 施設 当 た り	716	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1 施設 当 た り	716	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1 人 当 た り	128	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1 人 当 た り	537	-	-	709	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1 人 当 た り	478	-	-	632	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1 施設 当 た り	656	-	-	866	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1 施設 当 た り	656	-	-	866	-	-	-	-
一時預かり事業所	1 施設 当 た り	656	-	-	866	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1 人 当 た り	656	-	-	866	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1 施設 当 た り	656	-	-	866	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1 施設 当 た り	656	-	-	866	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1 世 帯 当 た り	656	-	-	866	-	-	-	-
こども家庭センター	1 世 帯 当 た り	656	-	-	866	-	-	-	-
利用者支援事業所	1 施設 当 た り	656	-	-	866	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1 世 帯 当 た り	503	-	-	664	-	670	-	-
障害児入所施設	1 施設 当 た り	10,295	20,930 18,377	13,783	13,698	-	-	11,318	-
障害児入所施設（都市部）	1 施設 当 た り	10,809	21,976 19,295	14,472	14,382	-	-	11,883	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1 施設 当 た り	5,173	18,377	6,891	6,636	-	-	5,685	-
障害児施設（障害児入所施設を除く） （都市部）	1 施設 当 た り	5,431	19,295	7,235	6,967	-	-	5,969	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に 基づく事業とし て行 う 場 合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	津波避難対策緊 急事業計画に基 づく事業の場合	交付要綱 8 (1)に該当す る事業の場合	交付要綱 8 (2)に該当す る事業の場合	公害防止対策事 業として行う場 合	交付要綱 8 (3)に該当す る事業の場合
児童相談所一時保護施設	1 人 当 た り	264	-	-	348	-	-	-	-
助産施設	1 人 当 た り	443	665	-	585	-	-	-	-
乳児院	1 人 当 た り	245	368	327	324	327	-	-	-
母子生活支援施設	1 世帯当たり	917	1,376	-	1,211	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1 施設当たり	1,505	-	-	2,980	-	-	-	2,431
児童センター	1 施設当たり	2,267	-	-	4,490	-	-	-	3,663
大型児童センター	1 施設当たり	3,029	-	-	5,997	-	-	-	4,893
児童養護施設	1 人 当 た り	382	-	-	504	509	-	-	-
児童心理治療施設本体	1 人 当 た り	462	-	616	610	-	-	-	-
児童自立支援施設	1 人 当 た り	544	-	-	718	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1 施設当たり	1,279	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1 施設当たり	1,279	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1 人 当 た り	236	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1 人 当 た り	2,250	-	-	2,970	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1 人 当 た り	1,997	-	-	2,637	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1 施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1 施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
一時預かり事業所	1 施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1 人 当 た り	2,250	-	-	2,970	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1 施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
妊娠婦等生活援助事業所	1 施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1 世帯当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
こども家庭センター	1 世帯当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
利用者支援事業所	1 施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1 世帯当たり	917	-	-	1,211	-	1,223	-	-
障害児入所施設	1 施設当たり	18,888	27,158 23,989	25,116	25,014	-	-	20,707	-
障害児入所施設（都市部）	1 施設当たり	19,832	28,515 25,188	26,371	26,264	-	-	21,742	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1 施設当たり	9,018	12,047	12,047	11,911	-	-	9,914	-
障害児施設（障害児入所施設を除く） （都市部）	1 施設当たり	9,468	12,649	12,649	12,506	-	-	10,409	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	46,089	-
児童心理治療施設	-	61,457

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設以外）	17,852	23,798
初度設備相当加算	970	2,537
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設）	8,057	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和5年8月22日）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	（児童厚生施設以外を整備する場合）	（児童厚生施設を整備する場合）
本体点数	23,798	15,870
初度設備相当加算	4,236	2,822

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数（1㎡当たり）	乳児院	12
	消火ポンプユニット等加算 （1施設当たり）	2,290
	障害児入所施設	19
	消火ポンプユニット等加算 （1施設当たり）	2,704
	障害児入所施設（延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て）	36
	消火ポンプユニット等加算 （1施設当たり）	2,704
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	8
	児童厚生施設	5

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数	屋内消火栓設備（児童福祉施設等）	
	基本点数	3,715
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	192
	パッケージ型消火栓設備（1個あたり）	287
	屋内消火栓設備（障害児施設等）	
	基本点数	438
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	226
	パッケージ型消火栓設備（1個あたり）	339

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数（1施設あたり）	147

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8（1）に該当する事業の場合	交付要綱8（2）に該当する事業の場合	交付要綱8（3）に該当する事業の場合
標準 （児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	11,447	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	7,597	-	-	15,043	-	-	12,274
児童育成支援拠点事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
子育て支援のための拠点施設	11,030	-	-	14,560	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
一時預かり事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
こども家庭センター	11,030	-	-	14,560	-	-	-
利用者支援事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
乳児院	-	15,262	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	17,170	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	15,262	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	15,110	-	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	15,262	-	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	15,262	-
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	11,115	-	-	-	-	-	-

（注） 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■ 定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1－4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

別表 3

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 こども家庭庁長官が必要と認めた面積 鉄筋 こども家庭庁長官が必要と認めた点数 ブロック こども家庭庁長官が必要と認めた点数 木造 こども家庭庁長官が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表 1－4 のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	こども家庭庁長官が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 4

算 定 基 準

(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 5

算 定 基 準
(耐震化等整備事業)
増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 イ 1 世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 6 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)	別表 1－4 のとおり

	ウ 一部改築 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」（成事第433号令和5年8月22日）により算出されたものを基準とする。 エ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表6に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

（注）前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	9,792
助産施設本体	1 人 当 たり	6,420
乳児院本体	1 人 当 たり	5,271
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	16,086
児童養護施設本体	1 人 当 たり	6,592
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	8,517
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,944
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	9,335
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,944

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	9,630
乳児院本体	1 人 当 たり	7,028
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	24,129

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	7,028
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	12,447
通所部門整備加算	1 人 当 たり	3,925

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

耐震化等整備事業

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40 人 以下	都市部 236,542 標準 225,279
		41 人 ～ 60 人	都市部 393,962 標準 375,202
		61 人 ～ 80 人	都市部 554,230 標準 527,839
		81 人 ～ 100 人	都市部 712,937 標準 678,988
		101 人 ～ 120 人	都市部 872,011 標準 830,487
		121 人 ～	都市部 1,030,625 標準 981,548
	訓練事業等整備加算		都市部 49,899 標準 47,523
			都市部 11,303 標準 10,765
	短期入所整備加算		都市部 15,621 標準 14,878

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 4 0 人 以下	都市部	315, 390
			標準	300, 372
		4 1 人 ～ 6 0 人	都市部	525, 357
			標準	500, 340
		6 1 人 ～ 8 0 人	都市部	738, 962
			標準	703, 774
		8 1 人 ～ 1 0 0 人	都市部	950, 582
			標準	905, 317
		1 0 1 人 ～ 1 2 0 人	都市部	1, 162, 755
			標準	1, 107, 386
		1 2 1 人 以上	都市部	1, 374, 154
			標準	1, 308, 719
	訓練事業等整備加算	都市部	66, 606	
		標準	63, 435	
	短期入所整備加算	都市部	14, 997	
		標準	14, 283	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	20, 841	
		標準	19, 849	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	315,390
			標準	300,372
		41人 ～ 60人	都市部	525,357
			標準	500,340
		61人 ～ 80人	都市部	738,962
			標準	703,774
		81人 ～ 100人	都市部	950,582
			標準	905,317
		101人 ～ 120人	都市部	1,162,755
			標準	1,107,386
		121人 ～	都市部	1,374,154
			標準	1,308,719
	訓練事業等整備加算		都市部	66,606
			標準	63,435
	短期入所整備加算		都市部	14,997
			標準	14,283
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	20,841
			標準	19,849

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

■ 公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	260,139
			標準	247,752
		41人 ～ 60人	都市部	433,378
			標準	412,741
		61人 ～ 80人	都市部	609,647
			標準	580,617
		81人 ～ 100人	都市部	784,306
			標準	746,959
		101人 ～ 120人	都市部	959,250
			標準	913,572
		121人 以上	都市部	1,133,719
			標準	1,079,733
	訓練事業等整備加算	都市部	54,965	
		標準	52,348	
	短期入所整備加算	都市部	12,414	
		標準	11,823	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,152	
		標準	16,336	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1 人 当 たり	191	－	－	－
助産施設	1 人 当 たり	313	469	－	－
乳児院	1 人 当 たり	183	245	245	－
母子生活支援施設	1 世帯当たり	669	1,003	－	－
児童養護施設	1 人 当 たり	280	－	－	－
児童心理治療施設	1 人 当 たり	321	－	428	－
児童自立支援施設	1 人 当 たり	400	－	－	－
障害児入所施設	1 施設当たり	14,178	21,530	18,904	15,524
			18,904		
障害児入所施設（都市部）	1 施設当たり	14,886	22,606	19,849	16,300
			19,849		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1 施設当たり	－	－	－	－
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1 施設当たり	－	－	－	－

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1 人 当 たり	343	－	－	－
助産施設	1 人 当 たり	580	870	－	－
乳児院	1 人 当 たり	321	428	428	－
母子生活支援施設	1 世帯当たり	1,210	1,816	－	－
児童養護施設	1 人 当 たり	507	－	－	－
児童心理治療施設	1 人 当 たり	603	－	804	－
児童自立支援施設	1 人 当 たり	719	－	－	－
障害児入所施設	1 施設当たり	25,818	39,384	34,448	28,430
			34,448		
障害児入所施設（都市部）	1 施設当たり	27,108	41,353	36,170	29,851
			36,170		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1 施設当たり	－	－	－	－
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1 施設当たり	－	－	－	－

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

別紙 1

様式 1－1

第 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
児童相談所設置市の長
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて
申請する。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 申請額 | 別紙のとおり（別紙1 様式1－2） |
| 2 整備計画概要 | 別紙のとおり（別紙1 様式1－2） |
| 3 防犯対策強化計画書 | 別紙のとおり（別紙1 様式1－3） |
| 4 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙1 様式1－5） |

（添付書類）

- ・ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」
の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備計画書
(通常整備事業分、耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名 _____

1. 整備計画の概要

施設 種別	施 設 名	設 置 主 体	所 在 地	整 備 区 分	対象経費の実 支出（予定）額	交付金 申請額	年次 計画	抵当権 設定の 有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合 計								

2. 整備の目的

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) 児童相談所一時保護施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、相談事業の処理件数（過去3年分）、職員の配置状況（過去3年分）、一時保護施設の入所率などの利用状況を必ず添付すること。

(2) 児童入所等施設等の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、児童入所等施設の整備を行う場合については、様式1－4についても作成されたい。

(3) 子育て支援のための拠点施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は、詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第5条及び第6条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画等、耐震化整備に係る計画を策定している場合には、当該計画を添付すること。

様式 1－2 記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外の整備）、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：令和5年6月15日こ成事第331号こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

策定された行動計画との関連性、ソフト事業等との関連性などについて記入すること。

また、翌年度以降の整備計画などがあれば記入し、将来的な展望等も記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

現在の管内の状況と整備計画を踏まえた今後の推移などについて記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は、必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。

また、地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。

様式 1-3

都道府県・市区町村名

施設 種別	施設名	設置 主体	所在地	整 備 区 分	対象経費の実 支出予定額	交付金 申請額
合 計						

[illegible]

様式 1－3 記入要領（防犯対策強化に係る整備を実施する場合に記入すること。）

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も合わせて記入すること。

1. 防犯計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：「防犯対策強化」と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

2. 防犯対策強化に係る整備の概要

※防犯対策の強化に係る整備について、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

別紙1

様式 1ー4 児童入所等施設を整備する場合

都道府県・市区町村名:

部(局)課名:部課

担当者:連絡先:

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

(単位:人、%)

施設種別	(元号) 年度 *3年度前の年度			(元号) 年度 *2年度前の年度			(元号) 年度 (月月末現在) *前年度			(元号) 年度 *本年度
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)
乳児院(※1)	()		()	()		()	()		()	()
母子生活支援施設	()		()	()		()	()		()	()
児童養護施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
児童心理治療施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
児童自立支援施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()

(注)定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親等委託率(1の表中(※1)の施設を整備を行う場合) (単位:%)

(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	【里親等委託率算出方法】 里親等委託率(%)=((里親委託児童数+ファミリーホーム委託児童数)／(児童養護施設入所児童数+乳児院入所児童数+里親委託児童数+ファミリーホーム委託児童数))×100
		(月 日 現在)	

過去3か年度分の里親等委託率を記入すること。
なお、3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	備考
人口(人) (※1)				
児童数(人) (※1)				
虐待相談件数(件) (※2)				
非行相談件数(件) (※2)				
母子家庭世帯数(世帯) (※1)(※3)				

(注)過去3か年度分の状況を記入すること。

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

(元 号) 年 度 次 世 代 育 成 支 援 対 策 施 設 整 備 交 付 金 申 請 額 内 訳

都道府県・市区町村名

設 置 主 体	施 設 種 別	設 置 者 の	対 象 経 費 の	寄 付 金 そ の 他	差 引 額	選 定 額	交 付 基 礎 点 数 表 に よ る 算 定 額					交 付 金	交 付 金	都 道 府 県	市 町 村
		総 事 業 費	(予 定) 額	の 収 入 額 等			定 員	交 付 基 礎 点 数	基 準 点 数	豪 雪 地 域 等 加 算	算 定 額 合 計	基 本 額	所 要 額	負 担 額	負 担 額
		A	円 B (≦ A) 円	C	円 D (=A-C) 円	E	F	G	点 H (=F × G) 点	I (=H × 8%) 点	J (=H+I) × 1,000 円	K	円 L	円 M	円 N
自 治 体															
	小 計														
自 治 体 以 外															
	小 計														
	計														

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
- (2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1／2(児童厚生施設については1／3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て)をJ欄に記入すること。
- (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
- (4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
- (5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1／2(児童厚生施設については1／3)を乗じた額を記入すること。
- (6) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
- (7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。
- (8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満は切捨て)

別紙 2

様式 1－1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
児童相談所設置市
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業

実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | |
|--|-------------------|
| 1 精 算 額 | 別紙のとおり（別紙2 様式1－2） |
| 2 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1－2） |
| 3 防犯対策強化計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1－3） |
| 4 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1－4） |
| 5 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1－5） |
| 6 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備計画実績の概要
(通常整備事業分、耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名 _____

1. 整備計画実績の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の総事業費	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合 計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

2. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

3. 今後の整備計画について

防犯対策強化整備計画実績の概要

都道府県・市区町村名 _____

1. 防犯計画の概要

施設 種別	施設名	設置 主体	所 在 地	整備区分	対象経費の実支 出額（実績額）	交付金 精算額
合 計						

2. 防犯計画と実績との比較及び進捗状況

(元 号) 年 度 次 世 代 育 成 支 援 対 策 施 設 整 備 交 付 金 精 算 額 内 訳

都道府県・市町村名

設置主体	施設種別	設置者の	対象経費の	寄付金その	差引額	選定額	交付基礎点数表による算定額					交付金	交付金	交付金	交付金	差引過	都道府県	市町村
		総事業費	実支出 (予定)額	の収入額等			定員	交付基礎 点数	基準点数	豪雪地 域等加算	算定額 合計 J(=H+I)× 1,000円	基本額	所要額	交付決定額	受入済額	△不足額	負担額	負担額
自治体		A円	B(≦A)円	C円	D(=A-C)円	E円	F	G点	H(=F×G)点	I(=H×8%)点	J(=H+I)× 1,000円	K円	L円	M円	N円	O(=N-L)円	P円	Q円
	小計																	
自治体以外																		
	小計																	
計																		

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1／2(児童厚生施設については1／3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をI欄に記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1／2(児童厚生施設については1／3)を乗じた額を記入すること
(6) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。
(8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満は切捨て)

事業実績報告書

1 交付金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
 (2) 施設の種類
 (3) 設置主体及び経営主体
 (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 _____m²、延面積 _____m²

(オ) 建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 _____m²、延面積 _____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（（元号）〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____m²、延面積 _____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	特殊附帯工事費	_____円
オ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮施設整備工事費）	_____円
カ	その他の工事費	_____円
キ	地域交流スペース	_____円
ク	合 計	_____円

（注） 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - （ア）着工年月日
 - （イ）完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - （ア）工事期間
 - （イ）仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

（添付書類）

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙1－6）

番 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	(元号) 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円

別紙 3

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金調書

(元号) 年度 こども家庭庁所管

(都道府県・市区町村名)

国		地 方 公 共 団 体										備考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額 円	歳 入			歳 出							
		科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	うち交付金 相 当 額 円	支 出 済 額 円	うち交付金 相 当 額 円	翌 年 度 繰 越 額 円	うち交付金 相 当 額 円	
(項) 児童福祉施設等整備費												
(目) 次世代育成支援対策施設整備交付金												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙 4

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金による施設の工事着工報告書

(都道府県・市区町村名)

[illegible]

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種類			(都道府県・市区町村名)					
施設名	設置主体	創設、拡張等の別	交付金額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日までの 出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備考
合計								

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長
市 町 村 長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の年度終了実績
報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年
法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

(別 紙)

[illegible]

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長
市 町 村 長

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。